

青障 第 637 号
平成27年 8月 7日

各障害者（児）施設の開設者
各指定障害福祉サービス事業所等の開設者 } 殿

青森県健康福祉部長
(公 印 省 略)

障害者（児）施設等における虐待の防止について

障害者（児）施設等における虐待の防止については、機会あるごとに注意を喚起しているところですが、今般、県内の障害児通所支援事業所において、利用児童に対して虐待を行ったという事案が発生し、報道がなされたところです。

障害者（児）の人権が擁護され、適切な支援がなされるべき事業所で、虐待事案が発生したことは、極めて遺憾です。

については、県内の各障害者（児）施設等におきましても、今回の事案を契機として、障害者（児）に対する虐待の防止に万全を期すとともに、虐待の未然防止に関する管理者及び職員等への研修会の実施等について留意の上、障害者（児）に対する人権擁護の確立に取り組むよう通知します。

担当：青森県 健康福祉部
障害福祉課 障害者支援グループ
TEL017-722-1111（内線6329）

(参考)

虐待の未然防止に関する研修会等の際に活用していただきたい資料の例

1 障害者福祉施設・事業所における障害者虐待の防止と対応の手引き（施設・事業所従事者向けマニュアル）

<http://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-12200000-Shakaiengokyokushougaihokenfukushibu/0000079704.pdf>

2 利用者による障害者虐待の防止についての概要（リーフレット）

http://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/shougai Shahukushi/gyakutaiboushi/dl/0928-1.pdf

3 障害者虐待防止法に関するQ&Aについて（平成24年11月21日付事務連絡）

http://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/shougai Shahukushi/gyakutaiboushi/dl/121121-1.pdf

4 被措置児童等虐待対応ガイドライン

<http://www.mhlw.go.jp/bunya/kodomo/pdf/tuuchi-45.pdf>